

# 法教育推進協議会 第48回会議 議事録

- 第1 日 時 令和4年2月18日（金） 自 午前10時30分  
至 午後 0時01分
- 第2 場 所 法務省大会議室
- 第3 議 題 (1) 各種報告  
ア 成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会について  
イ 中学校における法教育実践状況調査について  
(2) 学校教育において模擬裁判を行う意義・位置付けについて（部会からの報告等を含む）  
(3) 教職員向けの研修の試行実施結果及び今後の展開方策について  
(4) その他

## 議

## 事

佐伯座長 お待たせいたしました。それでは、第48回法教育推進協議会を開会させていただきます。

ウェブ会議システムで参加されている方は、カメラをオンにしてください。

本日は御多忙中のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は窪委員におかれましては所用のため欠席されています。

まずはじめに、事務局から本日の発言方法について説明をお願いいたします。

小林参事官 おはようございます。昨年10月に参事官に着任しました小林と申します。本会議、いわゆる親会への参加は本日が初めてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、発言方法について御説明いたします。御発言される際は挙手をお願いいたします。ウェブ会議システムで参加されている方は、挙手ボタンを押すようお願いいたします。挙手ボタンが使えない場合は、画面上で分かるように手を挙げていただきますようお願いいたします。座長からお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いいたします。ウェブ会議システムを併用している関係で、発言者を明確に特定する必要がありますので、会場参加の方を含め、御発言される際は、まずお名前を名のった上で御発言いただくようお願いいたします。

以上、発言方法の説明でございました。

佐伯座長 続きまして、議事に先立ち、法務省大臣官房司法法制部長の竹内部長から御挨拶を頂く予定でしたが、竹内部長は所用のため御欠席ですので、加藤課長から御代読をお願いいたします。

加藤課長 司法法制課長の加藤でございます。本来は、司法法制部長である竹内から御挨拶させていただくところでございますが、急きょ国会用務のため欠席いたしておりますので、私から代読させていただきます。

司法法制部長の竹内でございます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、法教育の推進に御尽力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本協議会には、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、法教育の在り方について大局的な観点から指針をお示しいただくという重要な役割を担っていただいております。

昨今、成年年齢の引下げや裁判員対象年齢の引下げとの関係で、法教育のより一層の充実を求める声が増してよく聞かれるようになりました。こうした法教育への期待に応えるために、今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら必要な取組を進めていく所存でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、前回の法教育推進協議会で御承認いただいた、模擬裁判に関する部会の活動状況を報告させていただき、その上で今後の検討の方向性等について意見を賜りたいと考えております。

また、法教育を推進する上で重要な課題の一つである「法教育の担い手の育成」についても、意見交換をお願いしたいと考えております。茨城県研修教育センターにおいて、教職員向けの研修を試行実施いたしましたので、その結果を御報告させていただきつつ、こう

した教育委員会等が主催する教職員向けの研修との連携について御協議いただけたらと思います。

本日も委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は三つの議題を予定しております。また、配布資料は配布資料目録に記載のとおりです。参考資料と表示しているものは、確定版でないものなどを含むものであり、本会議の場で参考としてお示しするものですので、本会議後、廃棄していただきますようお願いいたします。参考資料を除く配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開する予定としておりますので、御了承ください。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお声掛けください。よろしいでしょうか。

それでは、最初の議題に入ります。

一つ目の議題は、事務局からの各種報告です。本日は事務局から2点、報告がございます。まず、成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会の状況等について報告をお願いいたします。

栗田部付 司法法制部付の栗田でございます。成年年齢の引下げに向けた法教育施策検討部会の取組について報告いたします。資料1から資料3を御覧ください。

昨年度に引き続き、今年度も全国の高校2年生を対象として、全国の高等学校、教育委員会等に宛てて改訂後のリーフレットを約130万部発送いたしました。多くの学校から、高校2年生以外の学年にも配布したいとの御希望を頂いたため追加送付も行いました。また、令和3年8月に開催された前回会議にて今後の活動の一つとして報告したとおり、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画を作成した上、リーフレットの発送の際に併せて周知いたしました。この動画については、リーフレットを使用した法教育授業の実践動画やリーフレットに関する確認テスト等の既存のコンテンツとともに、法務省ホームページにおいて公開しており、リーフレットに搭載したQRコードからアクセスできる仕様にしております。解説動画の再生回数は、令和4年2月17日現在、8本の動画で合計約1万900回となっております。今後も多くの方に御視聴いただけるよう周知に努めたいと考えております。

また、本日お手元に参考資料1として、学校から寄せられたリーフレットに関する御意見を配布しております。情報が多すぎるなどの御意見もありますが、使いやすいという御意見も多く頂いております。このリーフレットは、生徒による自習を前提に作成したのですが、頂いた意見によると授業で使用した学校もあるようですので、来年度の配布時期につきましては再度検討したいと考えております。また、リーフレットの外国語訳に関する御要望も寄せられていることから、今後、翻訳版の作成についても検討したいと考えております。

本年4月からいよいよ成年年齢の引下げが施行となりますので、来年度以降も高校2年生

を対象として配布を継続実施するとともに、引き続き、積極的な周知広報にも努めてまいります。

なお、本部会である成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会は、成年年齢引下げに向けた対応策を検討するものとして設置され、2年間にわたりリーフレットやコンテンツの検討、作成等、必要な取組を行ってまいりました。本部会はおおむねその目的を果たしたと考えられることから、本年3月をもって終了したいと考えております。

事務局からの報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

特に御質問等がございませんので、本部会につきましては本年3月をもって終了し、その後は法務省において本リーフレットの配布、周知を行っていくとともに、必要なコンテンツの充実等を検討していくことでよろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

次に、中学校における法教育実践状況調査について報告をお願いいたします。

栗田部付 部付の栗田でございます。資料4及び参考資料2を御覧ください。

中学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的として、一昨年度の小学校における調査と同様に、現在委託業者において中学校における調査を実施しております。本来であれば昨年度に実施する予定でしたが、コロナ禍のため実施を見送り、本年度の実施となりました。現在集計中のため、詳細な調査結果につきましては、後日報告させていただきたいと思っております。本日は参考資料2のとおり分析結果の中間報告をさせていただきます。

それでは、浜銀総合研究所株式会社の石川様、有海様、よろしくをお願いいたします。

佐伯座長 よろしく申し上げます。

浜銀総合研究所 浜銀総合研究所の石川と申します。よろしく申し上げます。

参考資料2を御覧いただき、そちらに沿って御説明をできればと思っております。

今回の調査につきましては、全国の中学校の約5%に当たる504校を無作為に抽出して実施いたしました。抽出に当たっては国立、公立、私立の別及び都道府県別の構成比に沿って割当てを行いました。調査回答につきましては、ウェブ回答フォームを通して回答していただく形といたしました。

図表1を御覧いただければと思いますが、全体としては504校中の316校から返答があり、回収率、回答率は62.7%となりました。以下、幾つかの質問に絞って内容をかいつまんで集計結果を御説明できればと思います。具体的な調査内容につきましては資料4を御参照いただきながら把握していただければと思います。

まず、回答結果の①の法律専門家や関係機関との連携状況になります。令和3年度、法教育に関して、法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を実施したかどうかについて尋ねたところ、外部人材と連携して授業を実施したと回答した学校は15.2%となっておりました。質問の仕方が異なるため、厳密な比較はできないですが、前回、平成25年度に調査をしたときは、外部人材と連携していないという回答した学校は52.9%、法律家等による出前授業を行ったと回答した学校は27.1%となっておりました。

次に、2ページ目ですが、ここは問2を集計した結果になっております。外部人材と連携した授業を実施しなかった理由について集計したのですが、図表3について、連携した授業を行う時間がないからと回答した学校は55.6%と最も高くなっておりました。次いで高かったのが、連携の準備や打合せ、手続などが大変だからという回答でした。また、連携した授業を実施したかったけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により連携することが難しかったと回答した学校も33.6%となっております。

次に、図表4を見ていただければと思いますが、連携した授業を実施したかったけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で連携することが難しかったと回答しなかった学校に限って集計を行いました。そうしたところ、連携した授業を行う時間がないからという回答が63.5%、連携の準備や打合せ、手続などが大変だからという回答が39.3%、連携によりどのような授業ができるのか分からないという回答が38.2%となっております。ここから分かることとしては、仮に新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなかったとしても、時間がないとか、手続が大変であるとか、どのような授業ができるのか分からないといったことが中学校現場の課題として挙がっているとうかがえるところでございます。

また、この点につきましても、質問の仕方が異なるため厳密な比較はできないですが、平成25年度の調査におきましては、今後何らかの形で法律家等や各関係機関と連携して法教育を行う予定があるかどうかを尋ねた問いに対して、「ない」又は「未定」と回答した学校に、その理由を尋ねた結果がございました。その点につきましても、回答の割合が最も高かったのは、学校として法律家と連携したり、取組を行うだけの余裕がないというものでした。

続きまして、4ページ目に移っていただければと思います。ここは問3を集計した結果になっておきまして、令和3年度に法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用について尋ねたところでございます。図表6を見ていただきますと、教材を利用したと回答した割合が8.5%、教材を知っているが利用しなかったと回答した割合が44.9%、教材を知らないと回答した割合が46.5%となっております。この点につき、平成25年度の調査を参考に御紹介しますと、教材を使用したことがないと回答した割合は24.8%となっております。

最後の5ページ目に移っていただければと思います。ここは問8を集計したところになります。法教育一般について、法教育を実施するに当たって課題と感ずることを尋ねる設問になります。図表8を見ていただきますと、法教育に十分な時間を取る余裕がないと回答した割合が73.4%と最も高くなっておりました。

最後に、図表9を見ていただきますと、ここは課題と感ずることの回答について、法教育教材の利用をしているか、していないかによって分けて集計をしたところを比較している図表になります。そうしたところ、教材を利用したと回答している学校においても、74.1%が法教育に十分な時間を取る余裕がないと回答しております。他方で、教材を利用した、教材を知っているが利用しなかったと回答した学校につきましても、法教育に関する良い教材がないと回答した割合が他の学校に比べて低い傾向にあるということが分かりました。また、教材を利用したという学校については、特に課題と感ずることはないという回答した割合が他の学校に比べると高い傾向にあることが分かりました。

アンケートの調査結果の報告は以上となります。よろしくお願ひします。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。大変貴重な調査結果の御報告をどうもありがとうございました。この調査の回答自体は、多分複数回答が設定されているのだと思っております、法教育に十分な時間を取る余裕がないという回答と、他の回答とが重なり合う部分があるのではないかと考えています。特に、授業時間が取れないということよりも、むしろ教員が取りたくないというか、余裕がないというか、そういうところにちょっと問題があるのかなということを感じました。そういう意味では、単に時間がないというだけではなく、多分それを準備する時間も含めて、教員の方の体制とか技量といひますか、経験とか能力とか、そういうところにかかなりウエイトが意外とあるのかなと思ひつて、そういうところの教員研修、後でまた話題になるのかもしれないけれども、教員研修とか、教員が使いやすい教材というのを用意して、どういうふうに普及させていくのかということが課題になると感じました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

館委員、お願いいたします。

館委員 調査票の内容を見ますと、法教育とは何かということが書かれています、多分高校も小学校も似た様子ではないかと思ひんですが、中学校の先生方が法教育の具体的なイメージをどこまで持たれているのかということが気になります。5ページのところには、ルールづくりとか、司法と消費者保護とか、司法・憲法の意義という形で書かれていますけれども、法教育というものに対してどれほど実感を持っているのかなという心配があります。だから何というわけではなくて、感想的なもので申し訳ないんですけども、私が中学校の現場にいたときなども、〇〇教育の要請が多くありました。それに対しては、社会科などでは教材が実際に準備され提供される場合が多いのですが、他の教科でどうなっているのかということを感じています。先生方にとって、この単元のこの授業では使えるんだなということが何かイメージしやすいような法教育の紹介というのものも、アンケートと併せて、必要なのかなということを感じました。未整理な発言で申し訳ありません。

以上です。

佐伯座長 貴重な御意見、どうもありがとうございます。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 岩崎です。よろしくお願ひします。私は今、学校現場におりまして、現場は小学校ですけれども、教員は中学校でやっておりましたので、お話をさせていただくと、確かに教員は忙しい。何で忙しいかという、やはり伝統的な教科教育というのが日本の教育の根本にありますので、なおかつ教科教育の各学習内容というのは減らされていないんですね。ある意味で増えていく一方かもしれません。それをこなしていくという意識が先生方にすごく強いので、いわゆる教育課題というのは教育課程とは異なりますから、教育課題

という、この法教育であったり、租税教育であったり、消費者教育であったり、環境教育であったり、いろいろあるわけなんですけれども、それをやろう、やろうというオーダーは学校にたくさん来ていて、やらなければいけないとは分かっている、実際には教科という、教育課程ですね、横軸ではなく教科という縦軸での学習内容をとにかく教えていかなければいけないんだということがやはり意識としては非常に強いです。それと、御案内のとおり、特に公立学校というのは現実の問題としては学力差がとても激しいですから、いろいろな子がいる学級の子供たちに、学習指導要領に示され、また教科書に書かれている学習内容を徹底して教えていかなければいけないんだと。中学校の場合、特に高校受験もありますから、それに対する意識を皆さんが持っておられると思うんですけども、先ほどお話ししたように、様々な教育課題の視点で自分の指導を充実させていこうという意識は、強く持っている人はいるかもしれませんが、実際、やはりそこまで日々手が回らない、意識がそっちに行きにくいという現状はあろうかと思えます。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、秋田委員、お願いいたします。

秋田委員 東京都教育庁指導部の主任指導主事、秋田でございます。今、岩崎委員からもお話のあったところと重なる部分もあるかと思うんですけども、いわゆる公立の小中学校の教育課程等を所管している教育委員会の立場としましては、この参考資料2の5ページにあります、法教育の課題について回答として一番高かった73.4%が十分な時間を取る余裕がないというのは、ちょっとまずいんじゃないかというふうに思うのが正直なところではあるんです。ただ、これはちょっと、この調査そのものにとりかかるといって、誤解のないようにということはあるんですけども、つまり、これを回答しているのが、調査票を見ますと、校長や副校長などの管理職において把握されている範囲で回答いただければということになっているんですよ。

この調査票を一回開いていただいて、2ページ、3ページのところに、これは学習指導要領の総則に付録として付いている参考資料なんですけれども、法に関する教育って小学校や中学校で、各教科の中でこういうところに位置付けていますよというのがあるので、各学校でいわゆる教科書にある内容を各教科でやっていけば、確実に法教育って実は行われているんですよ。なので、例えばこれを回答するのが、中学校ですから、社会科の教員が回答したら、法教育はやっていますよという回答になるんですよ。そういった意味での回答する方によって、少しこの辺の数字というのは違ってきているのかなというのを感想として持ちました。

あともう一つは、では校長、副校長が実際に社会科の学習を把握していないからこういう回答になったのかということではなく、恐らく公立の小中学校だと、よく校内研究ということで学校ごとに研究、教科等をテーマにして行っているんですけども、そのテーマが、例えば法に関する教育ということであれば、うちは法教育ですごく特色ある教育活動をやっているというふうな判断をされる管理職の先生が多いかと思うんですけども、そうでない場合には、授業では必ず法に関する教育の内容を扱っているんですけども、特色ある教育としては扱っていないかなということで、時間がないからという回答が増えているのかなと、教育委員会の人間としては思ったというところで、感想というか、意見という

か、述べさせていただきました。

以上です。

佐伯座長 貴重な御意見ありがとうございます。少し安心いたしました。

ほかにはいかがでしょうか。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 福井大学の橋本です。今、秋田委員がおっしゃったことと同じことを私も考えていて、アンケート調査票でいうと、学校に関することというのが第一にあって、回答者の氏名、役職というところがあるので、そこで管理職の方が書いているのか社会科の先生が書かれているのかによっても、恐らく回答の傾向は違って来るのかなと思いました。恐らく中学校の社会科の先生が回答されていると、比較的やられているという回答が増えていくんじゃないかなと思いましたので、その辺りは精緻な分析が必要かなと思っているところ

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

江口委員、お願いいたします。

江口委員 調査結果そのものではなくて、最初に野澤委員がお話しされたように、学校とか教育の世界が法をしっかりとまだ捉えられていない状況にあるので、調査をしてもなかなか何が本質なのか見えないと思います。できたら、法律関係者も、法が、政治や経済や日常生活の中で、どんな意味があるということ整理して、学校の中で学ぶべきことを提示してもらわないと、どういう法の理解状況や指導の実態を、どう議論したらいいのかというのが見えてこないのではと長く感じています。私も最初の頃、調査に関与した際も感じているので、これ自体は調査としての結果が残るけれども、もう少し一歩進めてほしいし、さらに質的にちゃんと議論すべきではないかというところ

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 今、江口委員がおっしゃっていたとおりと考えます。学校の教員というのはどうしても、先ほどお話ししたように、教育課程、つまり各教科に分けられた、それで捉えていってしまうんですね。ですから、実際には法教育に関わる内容をやっていたとしても、先ほど言ったように、もしかしたら、なかなか自分で自覚的に意識を持ちにくい人がいるかもしれません。ですから、私は、先ほどの法教育の大切さというか、法的なものの方、考え方を育成することの重要性について、やはり教科教育の中にしっかりそれがもっと、学習指導要領上でしっかり示されて、そこが充実していかないと、いまだに知識、技術を教えていく教育が学校では依然として中心にはなっていますので、その学習内容自体を、教育課程自体を変えていくという提言を、やはりこの委員会等でやっていかなければいけないのかなとは思っています。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

いろいろと貴重な御意見ありがとうございます。重い宿題も頂いたような気がいたします

けれども、頂いた御意見を今後の法教育の推進に生かしていただきたいと思っております。

ほかにございませんでしたら、このぐらいにいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

石川様、どうもありがとうございました。

浜銀総合研究所 ありがとうございました。

佐伯座長 事務局からの報告は以上です。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

次の議題は、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況についてです。前回の会議において委員の皆様から設置の御承認を頂きました、模擬裁判に関する部会について、部会の設置状況や部会での検討状況について、事務局から報告をお願いいたします。

栗田部付 部付の栗田でございます。令和3年8月に開催された前回会議において設置の御承認を頂きました、模擬裁判に関する部会に関して報告いたします。資料5を御覧ください。

部会の名称は、「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」といたしました。部会の目的は、資料5の項目2に記載しているとおり、学校現場において模擬裁判を行う意義、学習指導要領上の位置付け等を整理した上で、各段階に応じた、授業に取り入れやすい模擬裁判の教材の作成や、その周知方法等について検討することとしております。

部会の構成員は、資料5の2枚目に記載しているとおりです。中央大学大学院法務研究科教授の高橋直哉教授に座長に御就任いただき、また、当協議会から磯山委員、窪委員及び橋本委員に委員として御参加いただいております。

次に、部会の開催状況等について報告いたします。資料6を御覧ください。資料6は、これまでの部会の開催状況と部会の委員から出た意見のうち、おおむね委員の間で共通の認識となっているものを記載したものです。これまでの部会においては、具体的な教材作成に入る前提として、資料6の1ページ目、第2の1にあるとおり、小学校、中学校及び高等学校において模擬裁判を行う意義及び学習指導要領における位置付けや、模擬裁判教材の方向性について意見交換を行っております。

来月開催予定の部会におきまして、これらの2点について部会案の取りまとめを行う予定であり、委員の皆様には、これに先立ち、これらの2点について御意見等を頂ければと考えております。委員の皆様から頂いた御意見は部会に報告させていただき、頂いた御意見も踏まえて部会の取りまとめ案を作成したいと考えております。作成した部会案については、後日、各委員にも御確認いただき、御了解が得られれば、具体的な教材作成に入りたいと考えております。

部会に出ている意見について説明いたします。資料6の1ページ目、第2の2(1)の項を御覧ください。まず、小学校、中学校及び高等学校において模擬裁判を行う意義については、「模擬裁判は多面的なものの見方をする力を養うために有用である。」、「特に、小学生段階において厳格な手続が法定されている刑事裁判を体験的に学ぶこと自体に意義がある。」という意見が出ております。また、学習指導要領上の位置付けについては、「小学校においては社会、中学校においては公民、高等学校においては公共に軸足を置きつつ、他教科、例えば国語などとの連携の在り方について、法教育の普及の観点も踏まえて、個々の教材の作成の際に更に検討する。」という意見が出ております。

今の2点目について補足して説明いたします。他教科との連携について、教科担任制が採用されている中学校及び高等学校においては、法教育という社会科で扱うものという意識が強く、法教育を普及させる観点から、社会以外の科目においても法教育や模擬裁判を扱うことができることを積極的に示していくことも検討すべきではないかという意見がございます。具体的な科目としては、例えば、資料を読んで内容を理解した上、自己の見解を形成していくという点で、国語との連携が考えられるという意見が出ております。そのため、先ほどの資料にも「国語等」ということで国語を明記しております。また、模擬裁判を社会以外の科目で扱う例としては、「キャリア教育の一部として小学校の総合的な学習の時間で取り扱う」、「特別活動の時間で取り扱う」という意見がございます。

続いて、資料6の2ページ目、第2の2の(2)を御覧ください。作成する模擬裁判教材の方向性については、今説明しました模擬裁判を行う意義などを踏まえつつ、教員が利用しやすい教材を作成することを考えております。教材の具体的な内容としては、模擬裁判の審理手続部分、いわゆるシナリオを用いた裁判劇部分と、特定の争点を検討させる部分の双方が含まれた教材を作成することとしつつ、授業時間の確保や模擬裁判を行う意義を踏まえ、教員の裁量により、一コマの授業でも実施できるようアレンジ可能なものとするを考えております。

さらに、教材の作成に当たっては、資料に記載させていただいている以外にも、例えば、GIGAスクール構想にも対応できるものとする、学習指導要領との関係を説明した資料、授業計画案に関する資料や無罪推定の原則等の専門用語について、正確性を確保しつつ各発達段階に応じた平易な言葉で説明した資料等を用意することなどにより、教員の先生方が利用しやすいものとするのを検討しております。

事務局からの報告は以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

事務局からのただいまの御報告や今後の取組の方向性等について、御質問や御意見がある方は挙手をお願いいたします。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。ただいま事務局から説明を受けまして、模擬裁判、大変うまくいけばとても教育効果が高いかなというふうに思います。

私からは2点あるんですが、まず一つは、この教材の中身について、どういう事件を扱っていくのか、やはり小学校とか中学校を考えますと、余り凶悪な事件、例えば強盗とか殺人というのは向かないだろうと思うんです。かといって、余り身近な事件、例えばいじめとか暴力とか万引きとかですね、そういうものというのも余り身近過ぎてしまって、今後、学校現場で逆にいじめにつながったりとか、ふさわしくないのかなと思って、事件の作り方というのは結構難しいかなと思いました。

それから、もう一つは、やはり時間の関係で、45分の授業、あるいは、それを2回取ってもせいぜい90分ですけども、模擬裁判って普通結構時間が掛かるわけですよ。例えば、司法研修所とか、あるいはロースクールがあった頃にはロースクールでもやりましたけれども、結構、5日間ぐらいとか、とても長い時間を掛けて、みんなでいろいろなものを検討しながらやっていくという側面があったので、それを、例えば45分1回でやるということになると、できなくはないと思うんですけども、やはり教員の負担というこ

とを考えると、結構大変かなというふうに思います。多分、事前の準備とか、あるいは生徒が何か意見を言ったときに、それに対して的確に答えていくような、質疑応答を的確にできるような、方向性をうまく方向付けられるような指導というんですかね、そういうのは教員にとっては大変な能力が必要なのではないかなと思いました。その辺をどうやって補っていくのかというところが課題かなというふうに思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 私も実は野澤委員と全く同じことを伺おうと思っておりました。模擬裁判自体、非常に教育的にも意義がありますし、イメージとして、法教育というのを一つの在り方としてつかみやすいということもあるかと思えます。一方で、やはり刑事裁判というのは日常からかけ離れた世界ですし、特に小学校でどんな事件を扱うのかについて気になっておりました。野澤委員がおっしゃったように、殺人とか強盗、実際あるわけですけども、比較的量刑が軽いからといっても覚醒剤事件というのも余りふさわしくないような気もしますし、一体どういう事件を扱われるのかなというの是非常に関心を持っております。

それから、裁判用語に関してなんですけれども、本当に新聞社の中でも司法の記事は分かりにくいということをよく言われまして、逆に司法に関する記事というのは定義が決まっているので、一度覚えてしまうとそんな難しいことではないんだと。ただ、「整理さん」という見出しを付ける人が非常によく悩んでいたというか、今回の模擬裁判では関係ないと思いますけれども、例えば申立てと提訴の区別がなかなかつかないとか、社会のことをよく知っておられる方でも、検察庁と裁判所が何となく頭の中で一体化しているというか、組織で全く違う判断の下に司法を進めているんだというのを理解されていなかったりする方も多いので、ましてや普段この刑事裁判、そういう司法等から離れた世界におられる学校の生徒はもちろん学校の先生方にも、司法の言葉を正確かつ分かりやすく置き換えていただく、そこを、先生方なら大丈夫だと思うんですが、そのようなことを感じましたので、よろしくお願いいたします。

佐伯座長 ありがとうございます。

取り上げる事件については、何か今、イメージのようなものはあるのでしょうか。

栗田部付 今御質問いただいたことについて、事務局から説明いたします。部会の中でも今の点については意見交換を行いました。部会では、いじめの事案等、実際に学校内で起こり得るもので、児童・生徒にとって身近過ぎる事案は、模擬裁判の題材として適さないであろうという意見が出ております。一方で、刑事手続の意義等をきちんと学んでもらうという観点から、特定の犯罪を題材としたものとする必要があるとの意見も出ております。教材で取り上げる題材については、事件の残虐性等が児童・生徒に与える影響等も踏まえた上で、適切なものを選定していきたいと考えております。多少抽象的ではありますが、部会での議論状況は以上でございます。

佐伯座長 神村委員、お願いいたします。

神村委員 最高検の総務部長の神村です。

この場で申し上げるのが適当なのか分かりませんが、この模擬裁判について関連して申し上げたいと思うのは、先ほどの法教育の関係で、これまで20年くらいですかね、法教育

というのをやってきて、相当浸透したんだとは思いますが、もしかすると何か観念的な方向に、考え方ということの教育は大変重要なんですけども、観念的な方にシフトしていて、身近なものとしての実感が子供たちの間に余り生まれていないんじゃないのかなと。確かに観念的な意味での法的な考え方とか、そういった基本的な価値というものを学んでいくことはとても重要ですけども、もう少し身近なものとして、自分たちにとって必要なものだという感覚ですかね、あるいは自分たちの近くにあるものという感覚を育てることが必要ではないかなと思っています。

模擬裁判って確かに身近というか、分かりやすいんですけども、実際には裁判というのはほとんど経験することもない場面で、そういう意味では遠い世界の話、テレビで見ているような、ゲームのような部分があれば興味は引くかもしれませんが、そういうところにとどまらないようにしなければいけないんじゃないのかなと考えたりするわけです。

若干視点がずれて恐縮なんですけども、私は検察庁に身を置いていて見ていると、法教育がこうして行われてきたんですけども、その時期と重なって、この20年弱というか十数年、法科大学院というものの状況を見ていますと、その受験者数が4分の1に減っていると。4分の1なんです。志願者数を見ていくと9分の1に減ったんじゃないかというような、そんな話もあって、司法試験の受験者数というのは今、法科大学院生の数にも影響を受けるんですけども、それにしてもこの10年余りで3分の1以下になっていると、これは凄まじい変化なんです。この法教育が始まって十数年の間にここまで減ったと、もちろん法教育との関係ではないわけですけども、私なんかは、法教育が始まって子供たちの間にも法とかルールというものの必要性というのが浸透していくと当然、法曹実務家というものの価値というのも新たに見い出されて、志願者が増えるんじゃないかと思っていたら、あにはからんや激しい減り方をしていると。そうすると、法とかルールとかそういう考え方というのはそれなりに教育が進んだんでしょうけれども、逆に子供たちからすると、法律を実際に動かすというんですかね、使うという部分の重要性というのはむしろ余り感じられなくなって、逆の方に向かっていくんじゃないのかな、なんていうことも感じたりするわけです。

それで、模擬裁判の関係でいうと、裁判というのはある意味、法曹実務家から見れば最後の場面であって、世の中にいろいろ起こった紛争とか事件について、それが最後に持ち込まれるところが裁判であって、かつ、多くのものは実はそこに持ち込まれないけれども、法律実務家等が出て行って、そこで事象を法的に整理したり、その考え方に基づいて解決を図っていくというプロセスがあって、その最後に行くのが裁判なので、むしろ身近な場面としては、それこそ身近で起こった紛争とか事象から、そこに法律の専門家なりが入って行って、そこで法的な整理をしたりして解決を探っていくという、そういうプロセスもある程度、教育の中であっていいのかな、なんて思っているわけです。小学生、中学生は難しいかもしれませんが、高校生ぐらいになったらそういうところも入っていいのかなと。もちろんそれは先生方をお願いするというより、法律実務家が行ってやるべき話で、それは検察にも跳ね返ってくる話ですけども、先ほどの外部の人材に頼んだかどうかということと連動してきますけれども、そういう点では、法曹実務家がもっと出掛けて行って、そういうプロセスの部分をお話しするということも必要かなと思っている次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、次に秋田委員、お願いいたします。

秋田委員 秋田です。御報告ありがとうございます。事前の打合せのときにもお話しさせていただいたんですけれども、小学校と中高、大きく違うのは、やはり小学校は学級担任が授業を行うということになりますので、中高に関してはこの模擬裁判をどういうふうに授業に取り入れていけばいいかというのを、社会科だけではないかもしれないですけれども、やはりここを担うのは社会科の教員かなと思っているので、そこはイメージできるかと思えます。しかし、なかなか小学校は学級担任で、社会科は特に、得意、不得意ってあってはいけないんですけれども、そういった教員がどのように活用していくかという部分について、是非使いやすいようにやってもらえればなというふうに思っています。

委員の中に、窪委員や木村委員であったり、小学校の籍の人間がおりますので、その先生たちがいるから大丈夫かなというのは思っているんですけれども、刑事裁判はやはりなかなか難しいところで、その仕組みを2時間も3時間も掛けて学習することが実は小学校の社会科の中で位置付いているものではないので、その辺りがやはりすごく難しいかな、どうしても国会であったり内閣という三権相互の関係というのを、関わっているんだよというのは理解をしていくという形にはなるんですけれども、裁判ってなかなか子供たちから遠いので、その取っかかり、導入として、裁判というのがあって、それで私たちの権利というのはしっかりと法によって守られているんだよと、これって日本国憲法の基になっているんだよねということで、憲法の学習に入っていこうかという使い方なんかもあるのかなと思うんですけれども、そのように小学校の社会科の授業の中でいろいろな先生が活用できるようにしていただければ有り難いなと思っております。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

太田委員、お願いいたします。

太田委員 既に出た論点もたくさんあるのですけれども、重複を気にしないで発言させていただきます。刑事裁判の場合、マスコミ等での用語と法律上の用語が、「被告人」と「被告」とか、「被疑者」と「容疑者」とかのようにならずれていて、多分日本中の学校の先生はマスコミ用語しか知らないのではないかと思います。よって、初めて法律用語を知ると、どうして日常用語と違うんだろうかと不思議に思うところから始まると思います。その点で刑事裁判、そして裁判一般は例外的なもの・非日常的なものであることは確かです。その中でも刑事事件というのは、自分が検察官、裁判官、弁護士、裁判員にならない限りは被告人にしかならないということですから、是非避けたいという発想が強い領域です。模擬裁判のテーマとしては、ついつい刑事訴訟を考えてしまいますけれども、国民の生活では民事裁判の方が相対的に近いのかなという感じがします。刑事事件でも、例えばオレオレ詐欺、振り込み詐欺みたいなものであれば、「あなたのおじいちゃんが、おばあちゃんが被害者になるかも」という形で仮想的に、かつトラウマなく想定できるかなというようなことを考えました。あと、裁判や法が生活に必要であるという発想は、やはり刑事事件だとどうしても論証しにくく、それに対して民事事件、とりわけ民事調停とか家事調停などは一生に必ずある程度の確率で関与する手続であるという点で、生活の必要性というのを非常に説得しやすいかなという感じがしました。

あと、法教育として考えるべきコアの部分というのは、やはり法的思考というものでして、そのコアな部分はやはり論理的、分析的な思考力、いわゆるクリティカルシンキングというものだと思います。それを教育するとなると、むしろ評議のような形で議論し合う方が上手いきそうです。模擬裁判というと、みんなが演技をして、検察官役とか被告人役とかになって演技するという発想なのですが、それよりもむしろ裁判員の評議の方が法教育として教育効果が上がるのかなという気がしました。

また、教材としては、公判や弁論の部分はビデオ20分くらいで見て、その後、次の30分でみんなで議論するとか、つまり、評議の形で議論するというような教育方法があってもいいかなと思いました。

長くなってすみません、以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。民事か刑事かという点については、今回は刑事でやろうということのようですので、将来的に民事についても考えていくということで、御了承ください。評議を重視するという点については検討会で考えていただければと思います。ありがとうございました。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 岩崎です。前も話したとおり、私の小学校では東京地検から検察官の方にお越しいただきまして、一つのパッケージとして非常によくできた模擬裁判をやっていただきました。教員がやったのは被告人役でして、あとは子供たちが、いわゆる先ほども話があった劇をやったわけなんですけれども、事前に事前学習用資料も送っていただいて、更に当日の台本とか次第なども全部作っていただいたパッケージになっているんですね。ですから、担任の苦勞はとても少なかったです。もう一つ扱ったのは、確かあのときはスリ、窃盗罪ですかね。その模擬裁判は、劇があった後に班ごとに分かれて、みんなで真剣に話し合いました。やはり真剣に話し合うきっかけとして、とても良い模擬裁判の劇でしたので、それで班ごとに話し合った後に班ごとに発表して、最後、東京地検の検察官の方からお話しいただき、御指導いただくというものでしたけれども、子供には大変好評でした。

当然のことながら、一つのそんなに長くない時間の模擬裁判で何かが完結するわけではないので、これをきっかけとして法的なもの見方、考え方を育てていくのはやはり学校の日常の授業に違いないわけですが、その一つのきっかけとしては非常に意味があると私は思っています。また、そのとき、実は卒業アルバムを作っている写真屋さんもお呼びして写真を撮ってもらったんですけれども、こういう授業は全国の全ての学校でやってもらいたいというふうにおっしゃっておられまして、私はどんどんやっていけるようになればなと思っています。

もう1点は、育まれる資質や能力については、確かに多面的なもの見方とか考え方ということもあるんですけれども、余り一般化、一般的な概念にしてしまうと、そういうものを育む学習活動って他にもたくさんあるわけなんです。当然、総合的な学習の時間は正にそういうのをいろいろやっているわけですから、模擬裁判、また法教育でしか育めないものがあるんだと、それは絶対に今という時代にこの子供たちに育てていかなければいけないんだというのを強く出していった方が、私はいいと思います。それがもう教育課程自体に反映されていけばいいのかなと思っています。

最後、前、江口委員にもお話ししましたけれども、日本で道徳教育がどうしても先行、重

視というところがあって、私も秋田委員が職場にいたときは道徳教育担当だったので、余り言いにくい部分もありますけれども、そのときはインドのモディ首相が来て、日本は道徳教育が素晴らしいと、インドも道徳教育をやりたいんだ、みたいなこともおっしゃっていただろう、道徳教育というのは大事かもしれませんが、一方で極めて情緒的で、みんながそうしているからこうする、みんながこう言うからこうやる、悪いことをしたらちゃんと自分から正直に認めて話しましょうとか、そんないろいろなことが道徳教育、細かく見ていくといろいろなことが出てくるんですけれども、ある意味、極めて稚拙かなど。これからの時代、これだけで大丈夫なのかなというところは私はとても不安に思っています。法的なものの見方や考え方をしっかり自分で持って、岐路に立ったり何か起きたりしたときに、自分で考えて自分で判断できるような力が、やはり日本の場合は余り育っていないのではないかと感じているところもございまして、模擬裁判もどんどんいろいろな学校でやっていただきたいし、法教育も充実させてもらいたいと思っています。

佐伯座長 ありがとうございます。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 他教科との関係というところでお話しさせていただくんですけれども、模擬裁判について社会科が中心だけでも、他教科でも活用するということなんですけど、他教科も模擬裁判の教材は使えるということは、これまでも法務省の教材でも指摘してきたところではあるんですけれども、今回、国語が特出しされているので国語でいうと、作られた模擬裁判の教材とか、実際に授業をしていく場面を見てもらって、国語的な意味とか意義を国語科教育の専門の先生に意見をもらうというようなことも今後必要になるのかなというふうに思っています。これまで法務省の教材で社会科の教員が中心になって作ってきているので、他教科の専門の先生に見てもらいながら少し意見をもらっていくというプロセスも必要かなと思っています。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

大変貴重な御意見を皆様から頂きました。ありがとうございました。まだ御意見がある方もいらっしゃると思いますが、時間が押しておりますので、必要があれば事務局の方に後でお伝えいただきますようお願いできればと思います。

教材の方向性につきましては、本日頂きました御意見を踏まえながら、3月に開催予定の部会において取りまとめが行われる予定と伺っております。今後の進め方ですが、部会での取りまとめの結果を事務局からメールで各委員に報告していただき、御確認、御承認を頂くという形で進めたいと考えておりますが、それによろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

ありがとうございます。それでは、今後とも部会において適切に取組を進めていただくようお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、三つ目の議題、教職員向けの研修の試行実施結果及び今後の展開方策についてに移ります。

前回の会議では、法教育の担い手の育成に関する取組のうち、教員志望者へのアプローチについて意見交換を行いました。前回の会議にてお知らせいたしましたとおり、今回の会議では、法教育の担い手の育成に関する取組のうち、教育委員会が実施する教員向け研修

との連携について意見交換をお願いしたいと思います。

まず、事務局から茨城県教育研修センターでの試行実施結果の報告をお願いいたします。栗田部付 部付の栗田から報告いたします。令和3年8月に開催された前回会議で御案内しましたとおり、教員向けの研修との連携に関する試行的な取組として、猪瀬委員にも御協力いただき、茨城県教育研修センターの初任者の教員の方々を対象とする研修において、法教育の講義を実施いたしました。

まず、実施した法教育の講義の概要を報告いたします。資料7を御覧ください。資料7のとおり、令和3年9月に中学校の社会科の教員を対象とする研修において、令和3年11月に高等学校の地理、歴史、公民科の教員を対象とする研修において、それぞれ約1時間の講義を実施いたしました。講義は、法教育の意義、必要性や法教育の学習指導要領における位置付けなどを説明した上、本協議会作成の教材を使用した模擬授業を行うという流れで実施しました。教材を使用した模擬授業を実際に体験してもらうことにより、法教育の授業のイメージを持っていただくことができ、かつ、準備等の負担がより軽減されることを実感していただけるのではないかと考え、模擬授業を中心に据えた講義としました。

実際に講義で使用したパワーポイントも参考資料として配布させていただいておりますが、中学校の教員を対象とする講義ではオンラインで実施しており、私法と消費者保護の題材について視聴覚教材を使用して模擬授業を実施いたしました。高等学校の教員を対象とする講義では、成年年齢の引下げにも触れた上で、冊子教材の私法と契約の題材を使用して、実際にグループに分かれて意見交換、発表をしてもらうなどして模擬授業を実施いたしました。

研修を受けた教員の方々に御提出いただいたアンケートでは、法教育の授業の重要性が学べた。」「法教育に対して身構えていたが、少しハードルが下がったように思う。」などの肯定的な感想が多く、一定の効果があったのではないかと考えております。教員の方々の法教育への関心の高さには個人差があり、また、法教育に関心を持っていたとしても時間を掛けて学ぶことが難しい現状にあるなどの課題もあると聞いており、今回のような教員研修の場を利用して、教員の方々に法教育の意義、必要性及び実践方法等を学んでいただく機会を確保することの重要性を再認識したところです。

「更なる法教育推進のための5か年計画」にあるとおり、来年度以降、教育委員会が実施する教員向け研修等での法教育講座の実施拡大に向け、連携先の拡大を図りたいと考えております。本日は、委員の皆様、連携先の拡大に向け、どのようなアプローチがあり得るのか、どのような研修内容であれば需要が高く、効果的であるかなどについて御意見を頂きたいと考えております。

事務局からの報告等は以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

次に、猪瀬委員から試行実施結果の報告についての補足説明や、実施結果を踏まえての今後の取組の方向性等についての御意見等をお願いしたいと思います。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 茨城県教育研修センターの猪瀬でございます。先ほど御報告いただきましたように、初任者研修、先生になったばかりの1年目の先生方に研修を行いました。法教育を知らなかったという方が多い中で、この法教育を実際に体験的にやってみる、そして教材を手

に取ってみるといところからスタートしたことによって、外部の専門家の連携が効果的であるとか、それから、先ほどありましたが、法教育というものが大分自分が思っていたものよりもハードルが低いと感じたとか、授業の進め方が分かったとか、資料がすごく使いやすいとかというような、やはり法教育の周知というんでしょうか、そういったものが初任者に対してすごく効果的であったなというふうに思っています。研修センターでの取組に関して、法教育という名前は付けておりませんが、やはりいろいろな場面で先生方が法教育の手法であるとか、資料であるとかが使いやすいということが分かっていたかと思っておりますので、やってよかったと考えております。

私としては、来年度、茨城県の教育研修センターでは模擬裁判を研修に取り入れるという新しい企画を考えております。小学校、中学校、高校の先生方に模擬裁判を取り組んでいただくというようなことで、これも社会科の先生方になりますけれども、やってみようという計画でいます。やはりそれには、先生方がやってみたことがないことは教えるににくいということがあろうかと思ひまして、取り組んでみたいと考えているところでして、時間がないという意見が先ほどの実践状況の調査結果にもありましたが、やはり計画的に授業を作る先生方の、その計画の中に法教育をはめ込むというか、取り上げていただくと、1年間、2年間、3年間のどこに置くかということが長い時間を掛けて分かっていくと、時間も取りやすいのかなというふうに思っておりますので、取りあえず小中高、全てにおいて、こういった経験は、初任者の先生方も含めて、まだまだ必要かなというふうに考えています。

そして、また今後これをどうするかということについては、やはり先生方のサポートが必要だと思っており、法曹三者のサポート、このテキストもすごいサポートになっています。そのほかに、茨城県だけで進めるというよりは、全国にこれを広げる方法として、全国教育研究所連盟であるとか、あるいは教育研修センターの全国的なネットワークであるとかを使って、これを少し広めていく、あるいはこの法教育の取組をお願いしていくというようなことで、少しずつ広げていくことが必要だと思っております。私どもとしては、今年度の取組については大きな意味があったのかなというふうに考えています。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

教育委員会等実施の教職員研修については次年度以降、実施の拡大が検討されるようです。どのように連携していくのがよいのか、そのアプローチの方法や教職員に対する効果的な研修の内容など、この取組の今後の展開方策について御意見がある方は挙手をお願いいたします。また、事務局や猪瀬委員に御質問がある方も挙手をお願いいたします。

太田委員、お願いいたします。

太田委員 ちょっと的外れかもしれませんが、学校の教員への法教育についての研修なのですが、学校の先生の間で法教育的なものを知らなかった人がいるぐらいですから、省庁が違うのであれですけれども、むしろ大学での教職課程の方にアプローチしていく必要もありそうです。つまり、法教育的なものを大学で教員を目指す学生に認識させ、かつ、ある程度以上の知識を法教育について得た上で教員になるという形にまでやらないと、法教育の普及と進化はなかなか難しいと思っております。教員になってからでは、研修を全員が必ず受けるわけでもないでしょうし、大変お忙しい先生方ですから非常に困難ではないかという感想を持ちました。今の実施状況自体については大変素晴らしいことだと思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。教員になる前にも働き掛けていかないといけないというのは、そのとおりだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

荒川委員、お願いいたします。

荒川委員 弁護士の荒川でございます。意見というか、質問に近いような話なんですけれども、今お話がありましたように、法教育を実施する先生方の中には、非常に熱心な方もいらっしゃれば、法教育って何という感じで興味が余りないような方もいらっしゃって、その落差をどうやって埋めるかということが非常に大事なのかなというふうに思っております。それに対して、今回の取組というのは非常に重要なことだろうと思っておりますが、先ほど肯定的な御意見が多かったというようなお話がありましたけれども、むしろ、仮にネガティブな意見、これは受けてみたんだけど、ちょっとどうしたらいいかわからないんだ、みたいな御意見があったのだとすれば、そこが我々が法教育を広めていく際のハードルになりそうなどころではないかと思っております。もしそのような御意見がありましたら、教えていただけると有り難いです。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。事務局あるいは猪瀬委員、いかがでしょうか。否定的な方の意見というのは何かございますでしょうか。

猪瀬委員 では、私の方からでよろしいでしょうか。私どものセンターの方で把握しているアンケート結果の中では肯定的な意見を書く方が多くて、否定的なことは特にございませんでした。ですけれども、やはりハードルが下がったところから考えても、とても難しいなということをおもわれているのではないかと思います。ですので、先ほどお話しいただいた荒川委員の解説動画を見るとか、とても分かりやすかったですし、先生方にそういったツールがたくさんあるんだよということをお知らせしていくことで、先生方がやりやすい環境ができているということ、こういったものをお伝えすることが必要なというふうに思っております。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

岩崎委員、よろしくお願ひいたします。

岩崎委員 先ほど太田委員がおっしゃっていたとおりと考えますが、教員養成課程はカリキュラムに基づいていまして、大本のカリキュラムが私から見たら旧態依然として全然変わっていないことが問題だと思います。ここの会議でこう言っているのか、また私自身、学校関係者で言っているのかという部分はありますが。実際に文部科学省が言っている資質や能力をこう育てていくんだ、生きる力を育むんだという教育の理念があるわけですが、実際の国民の持っている感情というか認識、本音がありますよね。どんな人にも、自分の学校教育に関する経験を踏まえた、それぞれの学校教育観を持っています。公立学校の現場にいと、いろいろな学校教育観を持っている保護者、子供たちと直接接します。ある意味、学校は学歴社会で勝ち抜くための手段だと思っている人もいれば、自分が学歴社会の恩恵を受けてきたと思っている人もいるでしょう。学校の勉強は仕方ないからやっているといる人もいれば、勉強は塾や予備校でしっかりやって学校はいい塩梅でという人もいる

かもしれない。そもそも学校というものを恨んでいるような気持ちを持っている人もいるかもしれない。そういう現実の中で日本の学校教育をどうしていくかというときに、私は今、日本の学校教育は決して他国と比較して今の時代にマッチしたものにはなっていないように考えています。

ですから、大本のカリキュラムが変わって教員養成課程が変わっていかないと、教員研修だけではやはり難しいと思っていますし、今、実際に法教育に取り組んでいるのは意識のある先生たちだと思うんですよ。秋田委員もおっしゃったように、意識していなくても法教育に関わる内容は皆さん何かしら指導しています。学習内容は学習指導要領に基づいてやらなければいけないし、各教科の学習内容に位置付けられていますから。ただ、その中で意識を持って、いや、これ未来の社会を担う子供たちのためにやった方がいいという強い気持ちを持ってやっている人たちが今、一部いるだけの話なので、やはり根本的なところを、学校教育といういろいろなしがらみとか何かがあって、思わくとかもあって、マンモスのように巨大化してなかなか変えられないのが今の日本の実情だとは思いますが、変えていってほしいと強く思っています。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

江口委員、お願いいたします。

江口委員 文部科学省の磯山委員がいらっしゃるのだから、文部科学省も研修としてちゃんと法を理解して使うというような方向へと持っていけるように是非プッシュしてほしいと思います。法が教育の中で大切であることはお互い認識しているので、お互い協力していかないとなかなかうまくいかないような気がします。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、来年度からの実施拡大に向けまして、いろいろ貴重な御意見を頂きましたので、その御意見も踏まえまして、事務局において具体的な方策を検討し、適切に取組を進めていただくようお願いいたします。

最後に、日弁連から令和2年度の法教育の取組に関する報告をお願いしたいと思います。なお、前回の会議の場におきまして最高裁判所及び司法書士会にも御報告をお願いしておりましたが、現在、令和3年度の取組状況について取りまとめ中と伺いましたので、次回の会議の場にて令和3年度の取組結果に関する御報告を頂ければと考えております。

それでは、荒川委員、よろしくようお願いいたします。

荒川委員 日本弁護士連合会の市民のための法教育委員会の荒川でございます。本日はよろしく申し上げます。

今回の資料として、取組の実数と、あと参考資料として、もう少し詳しい資料も準備させていただいております。今お話がありましたように、少し時期がずれた形の御報告になってしまい恐縮なんですけれども、日弁連の方では例年、夏に前年度の実施件数について各弁護士会に報告をお願いした上で秋にまとめるというような形になっておりますので、2020年度のデータで、御報告をさせていただこうと思います。

御覧いただいているとおり、どうしても2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、実数として減少したということはやはり否定できないのかなというふう

に思います。概算では前の年よりも3割ほど減少したという感じのイメージなのですが、その一方で、コロナ禍がずっと続く中、各弁護士会の方でいろいろ工夫をして、動画を作って配信したり、あるいはウェブを通じて出前授業を行うというような新しい取組もどんどん進みました。もちろん実際、生徒に会い行きにくくなったことの影響というのはあるんですけども、全体として弁護士会あるいは日弁連において、法教育の活動が消極的になっているということはないという実感を、私としては持っているところです。

それと、御覧になっていただくとよく分かるかもしれませんが、各弁護士会の動きについてはちょっとばらつきがあるというのが実態でございます。もともと弁護士会の出前授業というのは、日弁連が主導してやるというよりも各弁護士会の活動の一環として広まってきたというような経緯がございます。例えば、子どもの権利委員会が中心となって法教育の活動を行うようになった弁護士会もあれば、広報委員会が主導して始まったような弁護士会もあるなど、様々な経緯があつたりするものですから、法教育に対する取組の度合いというのは伝統的あるいは歴史的、経緯的に、各弁護士会ごとの特徴があります。日弁連としては、そうした弁護士会の活動自体は尊重しながらやらせていただいております、トップダウンでこれこれこういう感じの活動をしろというようなことは、基本的に一切言っておりません。ただ、伝統的に20年以上にわたって法教育にとっても熱心な活動を行ってきたようなところがある一方で、これから出前授業を広めていきたいというところもあつたりします。どうしても実数が少ない地域もありますので、日弁連の立場としては、できるだけ日本全国の子供たちに法教育を届けたいという観点から、出前授業に慣れていない弁護士会に対して相応のサポートをしながら、様々な活動を検討し、実施していくという活動を進めているところでございます。

報告は以上になります。

佐伯座長 ありがとうございます。困難な状況下でも積極的に活動に取り組んでおられることに敬意を表したいと思います。本協議会において各団体の取組状況を共有していただくことは大変意味のあることだと思います。各団体において集計のタイミングが異なると伺っておりますので、今後も適宜のタイミングで取組の状況を共有していただけますようお願いいたします。荒川委員、ありがとうございます。

本日予定しておりました議題は以上でございます。

この際、委員の皆様から何か御意見等ございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

太田委員、お願いいたします。

太田委員 荒川委員に御質問をさせていただければと思います。日弁連でやっている法教育の対象分野としては、民事なのでしょうか、刑事なのでしょうか、それとも交渉とか法律相談なのでしょうか。どのような内容をやっていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。あと、それとは別件なのですが、文化庁の著作権の委員会に関係しているんですが、そこでやはり違法ダウンロードとか、リーチサイトとか、様々な著作権侵害行為の蔓延が問題となっております。そのときによく出てくるのは、やはり法教育の中で著作権制度的なもの、著作権意識とでもいうものを涵養することも、これからのDXの時代の日本人に基本的素養として必要なのではないかとということがよく話題になっておりますので、DX時代の法教育という視点もこれから議論する必要がある気がします。

佐伯座長 それでは、荒川委員から御質問に対してお答えいただけますでしょうか。

荒川委員 はい、承知しました。まず、今回資料として添付をさせていただいているのは、各弁護士会が学校現場に出向いた数を集計したものになります。実際にどういう法教育をやっているかという点については、各弁護士会の方で創意工夫をしながらやっておりますので、民事あるいは刑事、そういうところに限らないものという形で、区別なく集計を取らせていただいています。例えば刑事を中心ということになれば、先ほどお話が出ております模擬裁判という形の活用をしている場面もあれば、民事ということだとすると、例えばルールづくりであるとか、あるいはディベートなど議論の仕方を何らかの形で教えようというような実践活動をしている場合もあります。それら全てについて、基本的には法の基本的な価値、そして多面的なものの見方、理性的な議論の技能、そういうものを教えることにつながっていくということになりますので、そういうことを含めて集計をさせていただいておりますが、弁護士が学校現場に行くという場合、いわゆる「法教育」のために現場に行く場合だけではありません。我々は法教育の活動をさせていただいているわけですが、例えば消費者委員会が消費者教育という形で、悪徳商法とかに引っかからないようにという形で学校現場に行くようなこともあれば、ワークルール教育として、労働法制について説明に行くというようなこともあります。そういう意味での特定の法律について指導するような活動というのも、法教育とは異なる他の委員会が主導して行われています。

先ほど著作権に関連する実践があるかという趣旨の話がありましたけれども、もしかしたら知的財産権に関する委員会の方がそういうことをされているのかもしれませんが、私が知り得る限りだと、法教育を扱う委員会が、それを題材にして何か授業をやったという実績はあまり聞いてはいません。ただ、私自身の考えなんですけれども、基本的にどの法分野であっても二者間の対立を調整するということはあるわけですから、法教育を絡めながら授業をするということは可能だろうなというふうに思っております。ですので、やはり子供たちの現場に我々が出向くに当たっては、そういう視点を忘れてはいけないなということは常に念頭に置いておりますし、そういう考え方を広めていきたいなというふうに思っているところです。

お答えになっているか分からず恐縮ですが、以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 すみません、ちょっと本筋とは関係ない質問で、荒川委員に伺いたいんですけども、会員数の割には新潟県がこの会員派遣の実施件数が非常に多いかと思うんですが、これは何か特段の理由とかがあるのでしょうか。

佐伯座長 荒川委員、もしお分かりでしたら、お願いいたします。

荒川委員 一つの要因として思い付くことをお話させていただきます。新潟は、10年くらい前までは、法教育の活動というのはそこまで活発ではなかったようですが、日弁連の方が補助金を出して、積極的に学校現場に行ってもらおうというプロジェクト、弁護士学校派遣のパイロット事業のモデル地区として最初に選ばれた弁護士会の一つが新潟県弁護士会でした。その活動に補助金を出すというのはおおむね4年ぐらいで終わっているんですけども、そこから先も、新潟の弁護士の皆さんの熱意により、学校に出向くという活動をずっと継続し続けていただいているんだらうというふうに考えています。そういう意味では、

なかなか学校現場に行けていなかった弁護士会に対して、日弁連が補助をする形で発展につなげることができたという一つの成功事例ではないかというふうに考えます。

佐伯座長 長戸委員、よろしいでしょうか。

太田委員が御指摘の知的財産法の教育というのも非常に今後大事になっていくと思いますが、IT教育が取り入れられていく中で、法教育とIT教育との役割分担、あるいは協力といったものも今後問題になっていくのかもしれませんが。

館委員、お願いいたします。

館委員 模擬裁判に関する部会などにも少し関わる内容で、裁判員の対象年齢が18歳に引き下げられます。それに関して、パンフレットを作る、作らないとか、パンフレットのことでだけではないんですけれども、何かそういう取組みもきっと今後行っていく必要があると思いましたので、法務省から何かありましたら一言頂戴できればと思います。

佐伯座長 いかがでしょうか。

栗田部付 部付の栗田でございます。裁判員制度そのものは刑事局の所管ではございますが、模擬裁判に関する部会も立ち上げていますように、法教育に関連する部分もあると思いますので、法務省としても、もともと広報周知には努めていくべきだと考えておりますし、法教育と絡めてできることにつきましても積極的に取り組んでいきたいと考えております。模擬裁判に関する部会も正にその一つかなと考えているところでございます。

佐伯座長 今後、状況について御報告いただければと思います。

本日はこれで終了とさせていただきますと思います。

次回の日程等につきましては、追って事務局から連絡させていただきたいと思います。

本日は皆様、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

—了—